

学用品費や給食費の負担で困っていませんか？ 就学援助制度をご利用ください

■就学援助制度とは

お子さんが市内の小中学校に通う上で経済的に困っている保護者に対して、学用品費や給食費などの援助を行っています。援助を受けたい方は申請が必要です。事前に学校か教育委員会にご相談ください。



■援助の内容

学用品費、通学品費、新入学児童生徒学用品費、卒業アルバム代、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費など。教育委員会が定めた金額を、認定された日の翌月分から、原則として年3回に分け支給します。

■援助を受けることができる方

生活保護世帯、またはこれに準ずる世帯と教育委員会が認定した世帯

■申請方法

申請書と必要書類を各地区担当の民生委員に提出してください。

※担当の民生委員は、教育委員会や学校で確認できます。

問い合わせ 教育指導課 学務係
☎ 0299-48-1111 (内線 2222)

子ども一人あたり5万円 低所得の子育て世帯への生活特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活特別給付金を給付します。

■対象

18歳以下の児童(重度障がい児は20歳未満まで)を養育し、次のいずれかに該当する保護者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることで、児童扶養手当を受給していない方
- ③コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給基準と同水準の方
- ④児童手当か特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の方
- ⑤高校生のみを養育する令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方
- ⑥コロナの影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税(均等割)非課税相当収入と同水準の方

■申請方法

▶①④に該当する方

申請不要です。①に該当する方には児童扶養手当指定口座へ、④に該当する方には児童手当か特別児童扶養手当指定口座へ6月下旬頃に振込予定です。

▶②③⑤⑥に該当する方

申請書や収入額申立書などの提出が必要です。詳しくは市のホームページをご覧ください。



■申請期間

6月27日(月)～令和5年2月28日(火)

■申請窓口

子ども課(小川総合支所2階)
福祉事務所美野里支所(市役所本庁1階)
玉里総合支所総合窓口係(玉里総合支所1階)

問い合わせ

子ども課 子ども家庭係
☎ 0299-48-1111
(内線 2243・2244・2247)

詳細はこちら

